

【別紙】

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」は、上場会社等を監査する監査事務所が「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の（別紙）として公表するものです。

また、下表の「当監査法人の適用状況」は、監査法人のガバナンス・コードの各原則・指針に対してコンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する）を記載しております。

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
【監査法人が果たすべき役割】	
原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、事務所の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	【コンプライ】 当監査法人は、職業的専門家として求められる職責を全うし、クライアントと共にフェア・ディスクロージャーの責任を果たすことを経営理念としています。 この経営理念を達成するため、統括代表社員は、会計監査の品質の持続的な向上を通じて、社会及びクライアントからの信頼を確保することが至上命題と考え、そのために当監査法人の全構成員がとるべき行動指針をウェブサイトで公表しています。 また、統括代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するため、マネジメントの考えを定期的にメッセージとして、全構成員に伝えています。
指針 1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	【コンプライ】 指針 1-1 をご参照ください。
指針 1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	【コンプライ】 当監査法人は、構成員が監査業務の品質を重視するという姿勢を動機付けるため、人事評価においては、監査業務の品質管理への適性や能力を重要な評

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
		価項目としています。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	<p>【コンプライ】 当監査法人は概ね 1 ヶ月に 1 度程度、社員会を開催し、監査業務に関連した情報を共有化し、監査法人としての対応方針などを協議しています。 この他に、監査業務実施に際しての監査チーム内で討議を行い、メンバー間の意思疎通を図っています。</p>
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置付けについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	<p>【コンプライ】 当監査法人の業務は監査業務のみであり、非監査業務は行っていません。 当監査法人は、所属する専門要員に対して、非監査業務の兼業を認めています。これは、各専門要員が多方面で非監査業務を実施することで得られる実務経験が監査業務に役立つと考え、兼業を認めています。 ただし、兼業で利益相反及び独立性の問題が生じないよう、年一回定期的に独立性に関するチェックリストを利用して、非監査業務についても全ての専門要員から独立性の確認書を入手しています。</p>
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	該当事項はありません。
【組織体制】		
原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能	<p>【コンプライ】 当監査法人は、社員 5 名で構成されていることもあり、実効的な経営（マネジメント）機関を社員会と位置付けています。 社員会において、全般的な業務執行を統括する統括</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
	を確保すべきである。	<p>代表社員を選任し、その下に品質管理担当社員、情報セキュリティ担当社員、及び不服と疑義の申立ての担当社員を選任し、その役割と責任を職務分掌によって明確にしています。</p> <p>統括代表社員及び各職務の担当社員は、年に1度又は必要に応じて職務の執行状況を報告することによって議論を行い、相互牽制のある組織的な運営を心掛けています。</p>
指針2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査品質に対する資本市場の信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮さ 	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人は、監査上の重要な事項について、監査責任者間及び審査担当者との間で判断や見解の相違が生じ、当事者間の協議で結論が一致しない場合には、監査法人全体の問題として取扱い、必要に応じて監査法人外部の専門的な見解を入手するなどして、監査意見表明前の最終段階として、社員会での協議を経て結論を得ることとしています。</p> <p>当監査法人の監査業務では、クライアントのビジネスへの理解、クライアントの置かれた内外の経営環境の理解及び経営者の誠実性を評価した上で、監査上のリスクを把握し、監査業務実施の過程で検出した重要な事項については、クライアントとの間で率直かつ深度ある意見を交換し、結論に至ることが当監査法人の経営理念でもあるフェア・ディスクロージャーの責任を果たすことになると考えています。この責任を果たすため、監査責任者は自らが経営者と積極的なコミュニケーションを交わすことや、監査チーム内で積極的な議論が行われる環境を整備することが重要と考えています。</p> <p>当監査法人は、主に監査業務の品質管理への適性や能力を重視して専門要員の人事評価を行うことと</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
	<p>せるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p> <p>・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</p>	<p>しております、最終的に統括代表社員が自らを除く、専門要員の評価を行うこととしています。</p> <p>また、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるため監査業務に関連した実務研修を指定し、履修させることとしています。</p> <p>監査業務の効率化の観点から、専門要員にPCを貸与すると共に、監査業務実施の過程で入手するデータや作成する監査調書の保存にクラウドストレージサービスを利用しています。これらのIT基盤の利用に際しては定期的なモニタリングを実施しながら、情報漏洩などの情報セキュリティリスクに備えています。</p>
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人の統括代表社員は、過去の監査実務経験だけでなく、監査法人運営の経験も踏まえて社員会にて選任されています。</p> <p>統括代表社員は、社員会が監査法人の最終的な意思決定機関であることを理解し、組織的な運営に心掛けています。</p>
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人は社員5名で構成される組織であることから、経営機能の実効性を監督・評価する独立した機関を設置していませんが、独立した第三者を選任しており、第三者の目線から得られる気づき事項などの助言をいただき、品質管理の維持向上や、組織運営上の改善につなげています。</p>
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待	<p>【コンプライ】</p> <p>監査法人の運営に精通した独立した第三者を選任し、経営機能の実効性に関する助言・提言を受けており、透明性の高い組織的な運営に資することとしています。</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
	する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	
指針 3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人は、選任した独立した第三者のこれまでの監査法人運営の経験に基づく組織機能の実効性向上に資する助言と、監査クライアントとの意見交換への関与に関する提言を受け、当監査法人の業務運営に利用しています。</p>
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人は、社員会にて協議された事項について適時に独立性を有する第三者へ伝達してコミュニケーションを図り、年1回程度の社員会へ参加し、必要な助言を得ています。</p>
【業務運営】		
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人の社員は、監査チームの監査責任者として、監査の現場で業務を実施しているため、業務実施の過程で把握した必要な情報を適時に社員会に</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		伝達する、又は社員会で協議された事項を適時に監査の現場に伝達する体制を整備しています。社員会においては、最新の監査実務の動向や、関係法令等の改正を当監査法人の規程等に反映させる協議の際に、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を行うこととしています。
指針 4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。		【コンプライ】 当監査法人は、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に係る方針を定めています。 社員及び職員の評価については、それぞれ社員評価規程及び職員評価規程に基づく評価シートに基づき、監査業務の品質管理への能力や適性を重視して年1回の評価を行っています。
指針 4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること		【コンプライ】 当監査法人の社員は、その適性やこれまでの業務経験等を考慮して、組織内の担当業務を割り当てています。また、一方で組織内の役割に係わらず、相互に補完及び牽制を働かせて監査法人としての業務運営を行っています。 当監査法人は、監査業務に影響を与えない範囲で専門要員の非監査業務の実施を認めており、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を得ていると考えています。 当監査法人は、専門要員の監査業務の監査業務の品質管理への能力や適性を評価し、監査計画の策定に際してのアサインや監査チームの編成を行っています。 当監査法人は、専門要員が監査業務における知見や能力の向上に資するため、CPD（継続的専門能力開発制度）に定めるeラーニングの研修講座の中から、品質管理担当者が主に監査実務研修や不正事例

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
		研修を中心とした講座を約 20 単位選択し、指定研修として全専門要員に履修を義務付けることにより、能力開発に取り組むための環境を整備しています。
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人では、クライアントの経営者及び監査役等との間で定期的なディスカッションを行っています。</p> <p>経営者との間では主に、クライアントのビジネスに関する会社内外の経営環境の変化と、経営者の今後のビジネス上の戦略等について意見交換を行い、当方からは、考えられる会計上や監査上の取扱いを経営者に伝達しています。</p> <p>監査役等との間では、定期的な監査業務の実施報告に加えて、識別した不正の有無や関連当事者の範囲の変更等について意見交換を実施しています。</p>
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>当監査法人では、内部及び外部からの通報に関する方針及び手続として、内部通報規程を整備して全構成員に周知するとともに、外部通報の窓口としてホームページ上の監査ホットラインを設けています。寄せられた内外の情報については、不服と疑義の担当者が通報者に不利益とならない様、制定した様式に従って適切に対応することとしています。</p>
【透明性の確保】		
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他 の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>本原則の適用状況は、今後、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の別紙資料として、当監査法人のホームページ等で公表する予定です。</p>
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下	<p>【コンプライ】</p> <p>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び当監査法人の構成員がそれぞれの役割を主体的</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
<p>の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI : Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 	<p>に果たすためのトップの姿勢については、指針 1-1 に記載した内容をご参照ください。</p> <p>当監査法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針については、指針 1-1 に記載した内容をご参照ください。</p> <p>当監査法人の会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報については、指針 1-1 に記載した内容をご参照ください。</p> <p>当監査法人の品質管理システムは、以下の項目で構成され、整備・運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理に関する責任 ・ガバナンス及びリーダーシップ ・職業倫理及び独立性 ・監査契約の新規の締結及び更新 ・監査事務所間の引継 ・資源の利用 ・業務の実施 ・情報の伝達 ・審査 ・不服と疑義の申立て ・モニタリング及び改善プロセス ・品質管理システムの評価 ・文書化 ・共同監査 ・非監査業務

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
<ul style="list-style-type: none"> ・経営機関等の構成や役割 	<p>当監査法人の経営機関等の構成や役割については、指針 2-1 に記載した内容をご参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 	<p>当監査法人における、監督・評価機関の構成や役割、独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方については、指針 3-1 及び指針 3-3 に記載した内容をご参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 	<p>当監査法人の非監査業務の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応については、指針 1-5 に記載した内容をご参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） 	<p>当監査法人の監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況については、指針 2-2 に記載した内容をご参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	<p>当監査法人の規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針について、当監査法人では、社員が主たる監査業務を遂行しており、非常勤職員は、社員の業務範囲を超える分についての業務に従事しています。</p>
	<p>また、法人の構成員の人材育成方針としては、CPD（継続的専門能力開発制度）を活用し、最新の監査実務に係る研修や、不正事例に関する研修への参加を促しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 	<p>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤については、現状で監査報酬依存度が 15% を超える被監査会社があり、財務基盤の観点から問題が存在すると識別しています。一方で、財務基盤の</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
<ul style="list-style-type: none"> ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>安定化のためには、人的資源の充実も必要であり、現在の監査環境を十分に理解している人材を採用すべきと考えています。</p> <p>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況について、当監査法人は、監査業務を新規に受嘱する場合には、海外子会社を有しない被監査会社と監査契約を締結することとしています。</p> <p>監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、指針 2-2 をご参照ください。</p>
<p>指針 5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <p>グローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置との評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>該当事項はありません。</p> <p>当監査法人は、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等は行っていません。</p>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	【コンプライ】 指針 3-3 をご参照ください。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	【コンプライ】 当監査法人は、社員会で本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みについて議論、評価してその実効性を確保する予定です。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	【コンプライ】 当監査法人は、品質管理、監査法人のガバナンス・コードの適用状況などをウェブサイトで開示することにより、寄せられた情報を組織的な運営の改善に向け活用する予定です。

以 上